

京都市上下水道局告示第49号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年1月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都府亀岡市東別院町小泉塚本6-5

久門設備

久門 嘉幸

2 廃止年月日

平成25年1月22日

(上下水道局水道部給水課)